

登録物件概要

物件登録番号	松平－22
物件所在地	松平町

所有者の 希望条件	用途	■居住用				□店舗等			
	希望形態	■売却				□賃貸			
	希望価格	■売却 800 万円(消費税込)				□賃貸 万円			
	契約交渉の形態	■宅建協会による仲介				□直接契約			
	仲介手数料 (税込)	売却	物件所有者 33 万円		／	入居者 33 万円			
		賃貸	物件所有者 円		／	入居者 円			
	その他条件								

空き家の 状況	構造		木造二階建瓦葺				
	土地の面積		383.78 ㎡	地目	宅地	境界確定	☐ 済 ☒ 未
	建物の面積		117.34 ㎡	建築時期	昭和 58 年		
	間取		1 階：台所、風呂、トイレ、洋室 8 畳、和室 8 畳×2 間 2 階：洋室 8 畳×2 間				
	設 備	電気	引込済		風呂	ガス	
		水道	上水道		トイレ	水洗洋式	
		水処理	単独浄化槽		TV・ネット	ひまわりネットワーク可	
		ガス	LP ガス		その他		
	家財等残存物		☒ 有（処分方法：入居者が処分・片付補助金利用可） ☐ 無				
	利用状況		約 7 年間空き家。年数回利用。				
	駐車場		☒ 有（2 台） ☐ 無				
	補修の要否		多少の補修必要		補修する者	☐ 物件所有者 ☒ 入居者	
	付帯物件		畑（194 ㎡）				
ペットの可否		☒ 可（多頭飼不可） ☐ 否					
その他		改修補助金利用可					
規制区域等	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域	土石流、 急傾斜地の崩壊	
	山地災害危険地区				都市計画法	市街化調整区域	
	その他		愛知高原国定公園第三種特別地域、開発審査会基準第 15 号				
事故物件			☒ 非該当 ☐ 該当				

主要施設までの距離	松平支所	7 km	松平中学校	6 km	豊松小学校	7 km
	松平こども園	6 km	診療所	6 km	消防署	7 km
	林添駐在所	3 km	バス停（基幹バス）	1 km		km

特記事項
別紙のとおり

写 真

外観



玄関



トイレ



風呂



洗面所



台所



1 階洋室



1 階南側和室



1 階北側和室



2 階洋室

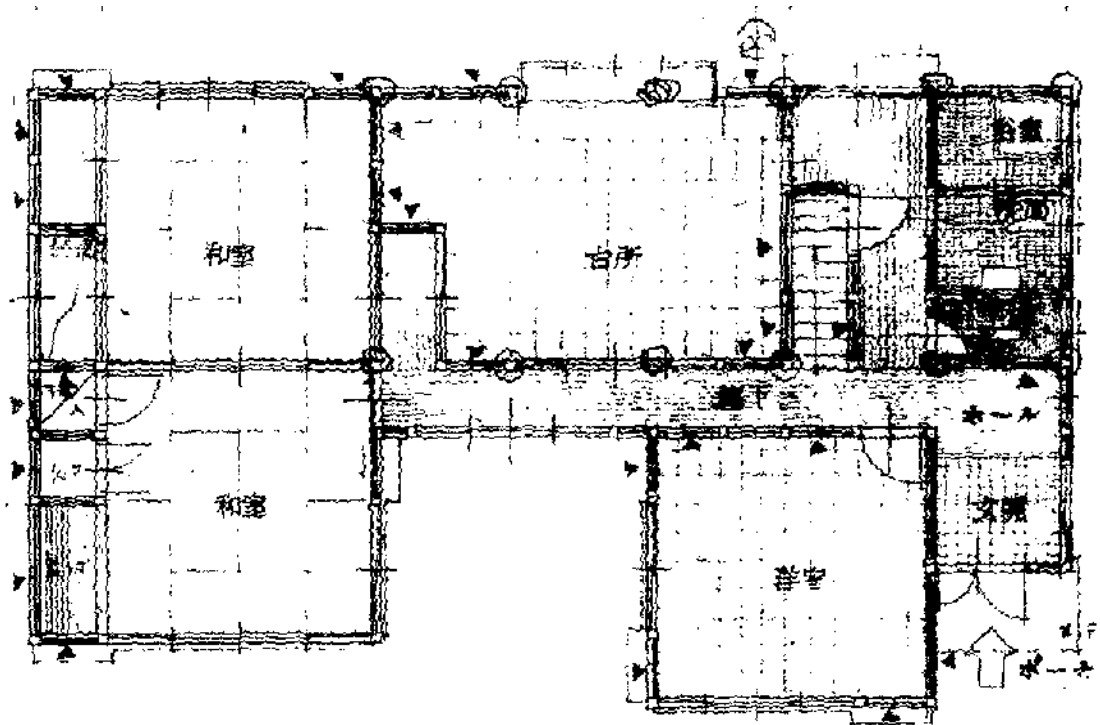


2 階洋室

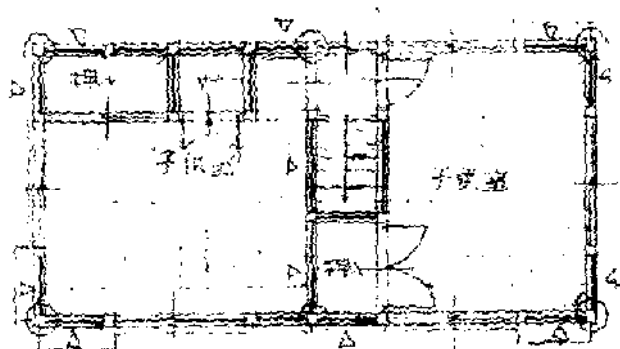


間取図

1 階



2 階



特記事項

1 地域活動

- ① 本制度は移住定住を目的とした制度です。売買契約成立・リフォーム完了後速やかに、住所異動ができ、物件を居住地として生活できる方のみお申し込みください。2 拠点生活としての物件利用はできません。
- ② 自治区活動や地域活動への参加ができる方のみお申し込みください。世帯数が少なく、高齢化が進む地域のため、各世帯に期待される役割分担は多いです。また、地域としては、子育て世代の移住を希望しています。詳細は地域情報や地域面談時にご確認ください。

2 教育関係

- ① こども園等：松平地区内に、松平こども園、松平大和幼稚園があります。
- ② 小学校：豊松小学校（小規模特認校）へはスクールバス通学です。
- ③ 中学校：松平中学校へは自転車・電動自転車またはおいでんバスでの通学です。

3 売買物件

- ① 本物件は売買物件です。現状渡しですので、現物を確認の上、お申し込みください。
- ② 床等の修繕を要する箇所があります。改修費を想定の上、お申し込みください。修繕費用は全て買主負担です。改修は買主の申請により、市補助制度をご利用できます。
- ③ 物件購入金額に加え、契約に係る諸費用（仲介手数料、登記費用など）、租税公課（不動産取得税など）等が必要になります。
- ④ リフォーム工事見積作成のための業者による現地確認、及びリフォーム工事は物件引き渡し後のみとなります。工事費を事前に想定したい場合は、内覧期間内に業者との現地確認をお願いします。
- ⑤ 居宅・倉庫内等の家財は現状渡しとなります。仏壇は片付け予定です。家財については、内覧会時・写真掲載の家財を保証するものではありません。また、引き渡し時に残存している家財については、ご利用いただくか、不要な場合は処分してください。処分費用は買主負担となり、市補助制度をご利用できます。
- ⑥ 本売買は、公簿売買となります。敷地境界に杭は入っておりません。境界の確認が必要な場合は、買主が手続きを行って下さい。買主が所有権移転後に確定測量を行い、その結果、公簿面積と実測面測の数値が相違してもご承諾願います。
- ⑦ 売買価格について、提示されている金額で御納得いただける方のみお申し込みください。地域面談後の価格交渉はできませんのでご了承ください。

4 法規制

- ① 市街化調整区域、土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）等に指定されています。

- ② ①により、建替・増改築等に制限があります。購入後、増改築等をご検討の場合、事前に専門家にご相談下さい。
- ③ 住宅ローンを利用して購入予定の場合、事前にお取引金融機関で融資可能かご確認をお願いします。
- ④ 所有者変更（住宅の用途変更）に当たり、豊田市長の許可が必要です。申請者に、現に居住している住宅が過密等の、新たな住宅を必要とする理由があること等が要件となります。申請者の要件を満たすかどうかについては、開発調整課に事前にご相談ください。【開発審査会基準第 15 号】
- ⑤ 専用住宅以外の目的にご利用される場合は、市街化調整区域の規制がありますので、開発調整課へ事前にご相談ください。

5 農地取得

- ① 宅地に付随する農地を本物件に含みます。空き家情報バンクエリアについては、非農家（個人）でも 1,000 m²未満の農地所有ができます。買主は、農家または農業（自家用の家庭菜園を含む）を行いたい方に限られます。
- ② 空き家に付随する農地の取得にあたり、地域面談後、買主が農業委員会事務局で手続き（農地法第 3 条申請等）を行って下さい。費用は買主の負担となります。

6 仲介手数料

契約は宅建協会が推薦する不動産会社が仲介します。売主・買主双方が、法定仲介手数料を不動産会社へお支払いいただきます。

7 内覧会（予約制）

- ・ 物件の内覧会（1 回 30 分程度）は下記のとおりです。両日参加も可。
 - 第 1 回 令和 7 年 9 月 13 日（土）午前 10 時集合@松平町
* 申込締切：9 月 11 日（木）午後 5 時
 - 第 2 回 令和 7 年 10 月 19 日（日）午前 10 時集合@松平町
* 申込締切：10 月 16 日（木）午後 5 時
- 申込締切日までに松平支所までメール・電話・LINE にて【参加希望日・空き家情報バンク利用者登録番号・お名前・参加人数と続柄（妻、子など）】をお伝え下さい。利用者登録が未登録の方は、内覧会申込までに登録をお願いいたします。申込完了後、当日の集合場所等をご連絡いたします。
- ・ 両日とも日程が合わない方については、9 月 16 日以降の平日のみ内覧対応します。内覧ご希望の方は、希望日の 1 週間前までに、松平支所までご連絡ください。
- ・ 地域の意向により、内覧会申込時に入居予定の世帯情報を聞き取り、参加をお断りすることがございますのでご了承ください。

8 地域面談

【申込締切 10 月 24 日（金）午後 5 時 * 状況により締切を早める場合有】
地域面談は令和 7 年 10～11 月@松平町で開催予定です。1 組 30 分の個別面

談です。

地域面談申込時に、PR シートをご記入いただきます。地域面談申込者多数等の場合は、PR シート等を元に地域面談参加者を選考いたしますのでご了承下さい。

9 地域面談後の概算スケジュール

令和7年11月 入居候補者決定

令和7年12月 買主が開発調整課へ開発許可申請手続き実施

(専門家による代理申請可)

令和8年2月 引き渡し、リフォーム業者による見積等実施、補助金申請
リフォーム完了、居住開始

お問合せ・お申込

松平支所（平日 午前8時30分～午後5時15分）

電話：0565-58-0001

FAX：0565-58-0049

メール：matsudaira-shisho@city.toyota.aichi.jp

住所：〒444-2216 豊田市九久平町寺前 16



松平支所 LINE